

令和2年6月3日

専任教員 各位

大 学 長 江藤 秀一

短大部学長 木宮 健二

6月8日以降における大学・短大部専任教員の勤務について（お知らせ）

国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月25日に緊急事態宣言を解除し、今後「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、外出の自粛要請等を緩和するなど、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることにしました。

国では、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染リスクなどについて評価を行いながら、外出の自粛、催事の開催制限等を段階的に緩和するとしています。（6月19日頃と7月10日頃）

こうした国の方針および静岡県の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、本学の教員の勤務については下記のとおりといたします。なお、国や県の方針に応じ、本学におきましてもこれらの対応を変える場合もあり得ることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、今後もホームページ上に情報を公開しますので、ご確認をお願いします。

## 記

### 1. 期間

6月8日～6月30日

### 2. 静岡県外からの通勤や静岡県内外への（からの）往来について

#### (1) 静岡県外からの通勤について

可能であればキャンパスへは出勤せず、自宅で勤務してください。また、出勤が欠かせない場合でも公共交通機関の利用は避け、可能な限り自家用車等を利用してください。

#### (2) 静岡県内外への往来（出張等）について

5月25日に緊急事態宣言が解除された5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）および集団感染が発生している北九州市への（からの）往来については、不要不急の移動は原則自粛することとし、これ以外の地域への（からの）往来は可とします。

#### (3) 外国への往来（出張等）について

前期中は外国への往来（出張等）を認めません。

### 3. ポータルサイト等を活用した授業を行う場合の勤務について

自宅など、学外から教育活動を行っていただいても差し支えありません。ただし、就業時間内のすべてにわたる時間を私的な行楽や娯楽に向ける場合は、必ず有給休暇をお取り下さい。

#### 4. 学生指導について

6月8日から開始する対面授業を除き、当面は、学内・学外を問わず対面による学生指導はなるべく避けてください。メール及び電話での対応をお願いします。ただし、動物飼育等研究上やむを得ないものについては、関係部署にご相談ください。

#### 5. 各種会議や打ち合わせについて

原則としてテレビ会議、メールや電話で行ってください。対面で行うことが必要不可欠な場合は、広い空間で換気に留意し、互いにソーシャルディスタンス（2メートルほどの距離）を保ち、短時間で行ってください。

**【本件担当】**

事務局長 佐々木 弘

TEL（内）710-2205